

で祈雨を行なった他、弘仁十二年には朝廷の築池使 という思想は讃岐の人々の揺るぎない信仰となっている。 れるほどで、「水は天から、神仏から授るものである」 空海は、弘仁八年(八一八)仲多度郡琴南町御門淵 古来香川県は、干ばつは六年ごとに訪れると言わ

東だき」等雨乞い神事は数多く伝承されていて、 利をめぐっての「水げんか」の記録も多く、各地で竜 綾子踊』の他に有名なものとしては『滝宮念仏踊り』 県内に伝わる民俗芸能の殆どは「雨乞踊り」であり、 なわれ、「もらい水」、「もらい火」、「川瀬待ち」、「千藩政時代にも度々、官民一体となった降雨祈願は

日間城山の神に祈雨を行なった。

また、仁和四年(八八八)に、讃岐守菅原道真は、「臣池を修築した。

民を救い給え」と、

め池の多い県であり、昭和二十七年調査では一七、七 川総合開発計画」の一環として、「四国三郎吉野川」 典型的な瀬戸内式気候である香川県は、全国一た かし、「四国は一つ」の合言葉の下に立案された「吉 らは厳粛な神事として行なわれて来た。



た後であったが、氏が献身的に記録を残してあにわたり指導してきた尾崎伝次氏が亡くなっ映画収録の申し出を機会に行なわれた。永年 ったので、芸司 認定)、唄方 中野真一氏、拍子 民俗文化財綾子踊技術保持者、昭 同 中野岩吉氏(同技術保持者 昭和五十年認定) らが力を合わせて永年の空白を埋める復活を 戦後の復活は、昭和二十六年に琴平電鉄の 上り、昭和四十三年五月

近年は隔年で、小学二年生が小踊、中学



いに支えられて「綾子踊」は佐文の人々に伝承干ばつに耐え、「雨乞い」への真摯な農民の願

会と伝承活動 雨乞い祈願の行なわれた竜王山がそびえる。



る他、タケノコは特産として京阪神へ出荷され、米、麦、タバコ、きゅうり等が盛んに栽培され

仲南地区の北西部、金比羅宮のある象頭山の

地であったが、香川用水事業、農業構造改善事水不足の上に、小規模田が殆どを占める土 業により、地域全体が水利問題を解決した効

は最大の自治会で、九つの小自治会から成る。

の公開はこの境内で行なわれる。神社の背後には

まんのう^{ちょう}

まんのう町は、香川県仲多度郡の3町(満濃町、琴南町、仲南町)が、平成18年3 キロメートルになります。西の山間部には町名の由来にもなっている日本一の灌漑用 ため池、『満濃池』をはじめ、約900ものため池が点在しています。町の南側には標高 1,000 メートルを超える竜王山、大川山を主峰とする讃岐山脈が連なり、そのふもと を県下で唯一の一級河川土器川が流れています。

まんのう町教育委員会 生涯学習課 ☎0877-89-7020 佐文綾子踊保存会白川 正樹 ☎0877-73-3366

● 参考文献 ● 「綾子踊の里 佐文誌」昭和55年 佐文自治会発行

表紙写真:四国新聞平成8年8月26日掲載より



肝のあらまし

れるようである。 綾子踊と滝宮の念仏踊の類型に分かいま県下に伝わる雨乞踊は佐文の

滝宮系の踊りの編成は全員が男子 、男装で踊るのに対して、佐文



入庭(いりは)

これは踊りの縁起主である綾子(巫女)な振袖姿の男子女装であでやかである。系の踊りは小踊六人、大踊六人ともみ を美しく象徴したものであると考え

上を述べて薙刀と棒を使い、次いで地産刀持と棒持が中央に進み出て、口られる。 大踊、側踊の踊り子が並んで踊る。ひらかして踊り、芸司を先頭に子踊、踊りが始まる。日月を書いた大団扇を 唄が座につき芸司が口上の後歌い出

国船」「綾子踊」「小津々み」「花籠」「鳥の旗をおし立てた中で、「水の踊り」「四の旗をおし立てた中で、「水の踊り」「四には佐文村雨乞踊と昇龍と降龍の幟には佐文村雨乞踊と構造を作り、四方 らなり、囃子は、太鼓、笛、鉦、鼓、法螺「忍びの踊」「かえり踊り」の十二段か籠」「たま坂」「六調子」「京絹」「塩飽船」 祈る心がにじみ出て、踊りは最高潮に神がみにひと露の雨を降らせ給えと 優雅さを備えた踊りの中の節ぶしに、貝であって、古式豊かできらびやかさ、 達し、胸が打たれるのである。 人の雨乞いの悲願がこもり、天地の



踊等が各地に伝承されており、「綾子踊」と総称される雨乞踊や太鼓踊、小歌 同種のものである。また男女の恋の場を踊」、奈良県吉野に伝わる踊り等と 天理大学附属図書館本「おどり」や鳥例えば歌詞の上からみると「塩飽舟」は、 究する上で貴重なものとされている。 伝えるもので、日本の芸能歌謡史を研 世初期の女歌舞伎踊の面影を色濃く 作集「閑吟集」にみられるものである。 室町時代の都を中心とする小歌の名 面が叙情的に表現されている「花籠」は、 取県八頭郡西谷と鳥取市越路の「雨 これらの系列に連なる「綾子踊」は、近 もこれら「風流踊」のひとつとされている。 日本の中部地方以西には「風流踊」





水の踊り

「堺の町は 広いようで狭い
雨さえ降れば 蓑よ 竿よ
雨が降ろと ままいのソレ
しっぽとぬうれて ソレ
水か水か サア
こうちござれ こうちござ こうちござれ

雨乞綾子踊口

いやっす 匂いやっす ヒヤヒヤの早さに沖こぐ船は

わする 親の おして ヤア 知らずして

あんあの子は いんいつも ソレあんあの子は いんいつも ソレー やりうろい

▼もらさし人に しらさしん もつが辛苦の つんつむまえの うきや恋かな せうたいなしや うきや恋かな せうたいなしや もらさし人に しらさ 君の心にゃ ソレ

たま坂に来てねて うちおいて ソージを ない こうかい ないしん とって ない という まんしん 実にそなたこそ

文化 感 感 謝 謝 状 状 状 状

早やなるとの 鐘が おさ 石原小石原 ながたな

ヨイトモセ ヨイ・チャン チャン チャン チャン チャン チャン チャン チャン カー・ しょう いざ踊ろう いまるよ

をよめ 星をよめ

平成九年十一月三日 平成九年五月二十四日 昭和六十三年八月三十一日

香川県知事

島根県知事

平成二年十一月二十四日

文化庁長官

昭和五十一年六月十九日 昭和四十六年四月二十一日

文化庁長官

文化庁長官 香川県知事

千代が涙と思召せ ソレ シリンリンリンリンリンリ

色もよやヒヤ

(指定書、感謝状、表彰状等)

昭和四十五年一月二十一日

西日本放送会長

四国新聞社長

踊り歳控並びに関係

八月二十二日

										The second secon		100000		7					Sales Control of the Party of t	
		- ,		= - -	#F		<u> </u>	_					_	- -		(dp)	=	<u> </u>	_	ua:
さえし三人目三一一日		平成九年五月二十四日		平成八年十一月三日	平成八年八月二十五日		平成七年五月二十七日	平成七年五月十八日	平成六年八月二十一日	平成四年十一月一日	平成四年八月二十三日		平成二年十一月二十四日	平成二年九月二日	昭和六十三年七月二十一日	昭和六十一年八月二十四日	昭和五十九年九月二日	昭和五十七年九月五日	昭和五十五年十月二十五日	昭和五十四年七月十五日
11200	出演(出雲-	第五回地域!	(県民ホー:	プレ国民文:	綾子踊公開	(サンメッ-	第三回地域!	NHKイブ	綾子踊公開	日韓中三ヶ	綾子踊公開	(東京 日	第四十回全	綾子踊公開	瀬戸大橋架	綾子踊公開	綾子踊公開	綾子踊公開	中四国民俗	綾子踊を含む

大踊りと側(外)踊り

みびの踊りみびの踊りは 一踊り 一踊り ソレスびの踊りは 一踊り 一踊り ソレチャン チャン チャン チャン

> 一、平成十二年八月二十七日一、平成十二年八月二十日一、平成十年九月二十日一、平成十年日三十日 一、昭和五十四年六月十日一、昭和五十二年八月二十六日 平成九年十月二十五日平成九年八月三十一日 平成十六年十月二十四日 日 中四国民俗芸能大会出演(岡山市天満屋)日 中四国民俗芸能大会出演(岡山市天満屋)日 中四国民俗芸能大会出演(岡山市天満屋)日 第十二回香川県芸術祭出演(高松市民会館)日 第十二回香川県芸術祭出演(高松市民会館)日 第十五回香川県芸術祭出演(南中学校)中南町文化祭出演(内南中学校)中南町文化祭出演(中南中学校)を升五回香川県芸術祭出演(善通寺西中学校)中南町文化祭出演(仲南中学校)を北庁長官より、文化財保護法第五十六条の十第五の重要無形民俗文化財に指定を発力通知あり。 大化庁より重要無形民俗文化財指定記念事業による綾子踊(印度申古) 香川県無形文化財に指定 著電会社映画撮影 綾子踊公開(加茂神社)日 高松県公会堂出演(高松市)日 高松県公会堂出演(高松市)お礼踊り おれ踊り 中四国芸能大会(琴平町金丸座)中四国芸能大会(琴平町金丸座)開き間では、原年で加茂神社)で、原年で加茂神社)の大会出演(中南中学校)を子踊公開(加茂神社)を子踊公開(加茂神社)の大会出演(中南中学校)を 香川用水落成記念式典出演(香川町大野小学校)伝承者養成と綾子踊公開(加茂神社)伝承者養成と綾子踊公開(加茂神社)綾子踊公開(加茂神社) 補助金を受け、伝承者養成現地公開記録作成時(五十一年、五十二年、五十三年の三年間国の プレ国民文化祭オープニングフェスティバルNHKふるさとの伝承録画 於加茂神社 要無形民俗文化財指定の記念碑除幕式と 日本青年館)開(加茂神社)開(加茂神社)開(加茂神社) フニング香川出演(佐文集荷場)開(加茂神社) ((加茂神社) セ香川 高松市内パレード参加) (加茂神社)芸能大会出演(高知市RKCホール)む佐文誌編集企画 統芸能全国フェスティバル島根 祭総合フェスティバル出演 り、文化省告示第七十九号で官報文化財保護法第五十六条の十第